

平成23年6月28日

株主の皆様へ

株式会社ミライト・ホールディングス

## 第1期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において、第1期期末配当を実施することを決議し、平成23年6月29日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得」として取り扱われないため、所得税等の源泉徴収を行っておりません。また、「みなし配当」にも該当しませんので、その取扱い等の通知事項について、ご案内させていただきます。

敬 具

## 1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

### (1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ⇒ 今回の当社配当金は、「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税務上の配当所得には該当いたしません。また、「みなし配当」にも該当いたしません。
- ⇒ したがって、今回の当社配当金については、所得税等の源泉徴収はございません。  
また、配当控除の対象にもなりません。
- ⇒ 今回の当社配当金につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

### (2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ⇒ 今回の当社配当金は、税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が生じます。
- ⇒ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等に該当いたします。  
(みなし配当額は0円、純資産減少割合は下記(4)をご参照ください。)

①収入金額と みなされる金額	=	資本の払戻し等により取得 した金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額と みなされる金額	-	②取得価額

### (3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ⇒ 今回の配当の実施に伴い、税法の規定により、株主の皆様の当社株式の「取得価額」が調整されます。
- ⇒ 調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は下記(4)をご参照ください。）

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	$\left( \begin{array}{l} 1株当たりの \\ 従前の取得価額 \end{array} \times \begin{array}{l} 純資産減少割合 \end{array} \right)$
-------------------	---	-------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ⇒ 「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、株主様がお取引されている証券会社にご確認ください。
- ⇒ 「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要がございません。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.009 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成23年6月29日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.009 (小数点以下3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	853,773,410円

2. みなし譲渡損益及び株式取得価額の調整についての計算例示

**【みなし譲渡損益について】**

(2)の算式により「みなし譲渡損益」を算出いたします。

<例> 当社の株式を1株当たり600円で100株購入していた場合

①収入金額とみなされる金額＝10円（1株当たり配当金）×100株－0円（みなし配当額）×100株＝1,000円

②取得価額＝（600円×100株）×0.009＝540円

みなし譲渡損益（①－②）＝1,000円－540円＝460円（この場合はみなし譲渡益）

**【取得価額の調整について】**

(3)の算式により「取得価額の調整」を算出いたします。

<例> 当社の株式を1株当たり600円で100株購入していた場合

新しい取得価額＝600円－600円×0.009＝595円（円未満切り上げ）

595円×100株＝59,500円

### 3. その他の参考情報

「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要となりますが、証券会社によっては、計算対象とする場合も考えられますので、お取引の証券会社にご確認願います。

(1) 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引されている証券会社にお問い合わせください。

(2) 特定口座の上記(1)以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため原則として「確定申告」が必要となります。

一般口座あるいは個人で株式をお持ちの株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため原則として「確定申告」が必要となります。

以上

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、実際のお手続きは、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅しているわけではございません。ご不明の点につきましては、大変お手数ですが、下記のご照会先までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、本説明書は、株主様が今後当社の株式を売却される場合の「取得価額」の証明となりますので、大切に保管くださるようお願い申し上げます。

#### ※本件に関するご照会先について

(1) 本説明書に関する一般的なご照会

○三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部：0120-232-711

受付時間：午前9：00～午後5：00

(土日祝日等銀行休業日を除く)

○株式会社ミライト・ホールディングス

財務部：03-6807-3124

受付時間：午前9：00～午後5：30

(土日祝日を除く)

(2) 株主様各位の株式取得価額の調整に関する具体的なご照会

- ・お取引の証券会社または最寄の税務署にご相談ください。
- ・一般的にはお取引の証券会社が取得価額の調整を行います。全ての証券会社が実施するとは限りませんので、株主様がお取引されている証券会社にご確認ください。

(3) みなし譲渡損益の計算および税務申告等に関するご照会、ご相談

- ・最寄の税務署又は税理士にご相談ください。